

琵琶湖保全再生施策に関する計画(第3期)

1 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とする。

2 琵琶湖の保全および再生に関する方針

(1) 趣 旨

琵琶湖は、治水上または利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全および再生を図ることが困難な状況にある。

これまで、関係6省庁による琵琶湖の総合的な保全のための計画調査や、琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)等に基づき、琵琶湖の総合保全のための様々な施策が行われてきた。また、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、平成27年9月28日に琵琶湖の保全及び再生に関する法律(平成27年法律第75号。以下「法」という。)が公布、施行され、これを受け、平成28年4月21日に国において琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針(以下「基本方針」という。)が定められた。この基本方針を勘案して、滋賀県は法第3条に基づき、平成29年3月に琵琶湖保全再生施策に関する計画(第1期計画)を、令和3年3月に同計画(第2期計画)を策定し、琵琶湖の保全および再生に関し実施すべき施策(以下「琵琶湖保全再生施策」という。)を行ってきたところである。

この結果、琵琶湖の水質については、富栄養化の指標である全窒素や全りんなどは改善傾向が見られるものの、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未達成である。特にアオコは、琵琶湖南湖や西の湖で依然として発生しており、化学的酸素要求量(COD)は長期的に見ると流入負荷削減対策に連動した減少傾向を示していない。また、琵琶湖の生態系については、在来魚介類が減少していることに加え、水草の大量繁茂や外来動植物の侵入・定着といった課題が継続している。

とりわけ、琵琶湖漁業に重要な水産資源については、気候変動の影響や餌環境の変化等により、成長不良や肥満度低下等の現象が頻発し、資源が不安定化している。その中でも、アユは記録的な不漁が続くなど資源の減少が著しく、その回復が喫緊の課題となっている。

また、この水産資源の減少をはじめとして、琵琶湖北湖の全層循環の未完了や遅れとそれに伴う北湖深水層の貧酸素状態の長期化、琵琶湖南湖や西の湖におけるアオコを形成する植物プランクトンの大增殖、集中豪雨等に伴う土砂流出の発生など、気候変動の影響とみられる課題が幅広い分野で顕在化してきており、これらへの対応が急務となっている。

一方、令和4年7月に、「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定されたほか、令和6年12月に、国際連合において、昭和59年に滋賀県で開催した第1回世界湖沼会議の開会日に由来する8月27日が「世界湖沼の日」として制

定されるなど、国民的資産である琵琶湖および関連する生態系の価値ならびにこれまでの保全および再生の取組が改めて評価されたところである。

これらのことを踏まえ、琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期計画）の計画期間が令和7年度で終了することから、滋賀県および滋賀県内市町が多様な主体の参加と協力を得て琵琶湖保全再生施策を総合的かつ効果的に推進するため、滋賀県は本計画を策定するものである。

琵琶湖の保全および再生に当たっては、琵琶湖と人との共生を基調とし、基本方針で定められた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、森・川・里・湖・海のつながりを意識しつつ、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、本計画に基づき、これらを行うものとする。

（2）目指すべき姿

多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

3 琵琶湖の保全および再生のための事項

琵琶湖の各水域における状況等も踏まえ、総合的な観点から次に掲げる琵琶湖保全再生施策を推進する。

（1）水質の汚濁の防止および改善に関する事項

①持続的な污水处理システムの構築

- ・下水道や農業集落排水施設、浄化槽の整備により滋賀県の污水处理人口普及率は99%を超えているものの、市町によって普及率に差があることから、生活排水対策として、持続可能な污水处理システムの構築に向け、下水道、農業集落排水施設および浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性、水質保全効果等を総合的に勘案して、污水处理施設の統廃合等を継続的に検討しつつ、適切な役割分担の下での計画的な整備を推進する。また、下水汚泥の再利用等も含め持続可能な污水处理事業の運営に努める。
- ・下水道および農業集落排水施設の機能・サービスの持続的な提供ならびに琵琶湖の環境保全のため、必要な調査を行い、計画的かつ効率的な施設の維持管理や更新を推進する。
- ・浄化槽について、法定検査受検率の向上等による適正な維持管理および更新を推進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進する。

②面源負荷対策

- ・市街地や農地など面源から琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減のため、住宅地や道路など市街地からの排水の貯留・沈殿等による浄化対策、農業用排水施設の適切な維持管理、農業者に対する啓発活動や対策技術の普及、農業排水の循環利用等の施策を推進する。

③流入河川・底質改善対策

- ・琵琶湖および琵琶湖周辺に分布する内湖において、湖底に堆積した底泥や水草による水

質への影響を抑えるため、浚渫・覆砂などの底質改善対策を推進する。

④その他の対策

- ・工場や事業場の排水基準等の遵守や環境リスクに対する自主管理体制の構築等を推進するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）等に基づく工場や事業場への立入検査や排水検査による監視・指導を実施する。
- ・健康への影響に係る知見が新たに得られ、把握が必要となった化学物質について、知見の収集および情報発信に努めるとともに、必要な調査や対策を実施する。
- ・琵琶湖における適正なレジャー利用を推進し、レジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）に基づき、プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用禁止対策を引き続き実施する。
- ・廃棄物処理施設の整備やその支援などにより廃棄物の適正な処理を進めるとともに、不法投棄等の不適正処理に起因する水質汚濁の防止を推進する。
- ・現状把握や新たな課題の早期発見等のため、水質監視について、必要な分析機器の維持・更新等を行うとともに、関係機関が連携し、継続的な調査を実施する。

（２）水源の涵養に関する事項

①水源林の適正な保全および管理

- ・琵琶湖の重要な水源である森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮が重要であることから、水源涵養保安林等の適正な配備を進め、伊吹山等の深刻な土砂流出が見られた森林をはじめとして、治山事業や森林整備事業等を実施し、気候変動も踏まえた災害に強い森林づくりを推進する。
- ・森林施業の集約化や早急な災害復旧事業等を行う観点から、森林の経営管理の集積や林地境界明確化を推進するとともに、森林の公的管理を進める新たな枠組みを検討するなど森林の保全・再生を推進する。

②森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進

- ・森林資源の循環利用を推進し、適切な森林整備を維持することにより、将来にわたり水源涵養等の多面的機能を持続的に発揮させることが重要であるため、ICTの活用等による効率化・省力化を進め、間伐、主伐・再造林、保育等を着実に行うなど林業成長産業化を推進し、多面的機能を高度に発揮する多様で健全な森林へ誘導する。

③森林生態系の保全に向けた対策の推進

- ・ニホンジカの推定生息数は減少傾向にあるが、一部の地域で密度指標の上昇傾向が見られるなど依然として生息密度は高い状況である。ニホンジカは、林業被害だけでなく、森林の更新の阻害や下層植生の衰退による土壌流出の危険性の増大など人工林・天然林を問わず森林生態系に深刻な影響を与えている。そのため、有害捕獲等の個体群管理、防護柵の設置等の被害防除対策および緩衝地帯整備等の生息環境管理による総合的対策を推進する。

④農地対策

- ・農地が持つ水源涵養機能や貯留機能の向上のため、農地の面的確保および保全・整備ならびに農業用排水施設およびため池の適切な維持管理・更新を推進する。

⑤その他の対策

- ・強雨時における土砂や流木の下流への流出を防ぎ、山腹崩壊の防止につながる砂防事業を推進する。

(3) 生態系の保全および再生に関する事項

①湖辺の自然環境の保全および再生

ア ヨシ群落の保全および再生

- ・ヨシ群落その他の在来植物の群落は、在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生物多様性にとって重要であり、ヨシ群落の造成等により面積は回復しつつあるが、群落内のヤナギの巨木化によるヨシの生育不良などが見られることから、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）等に基づき、地域の特性に合わせて保全するとともに、住民や企業等と連携し、再生・維持管理を推進する。

イ 内湖等の保全および再生

- ・内湖などの湿地帯（エコトーン）は、琵琶湖固有の動植物、特に在来魚の産卵繁殖場として重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、早崎内湖をはじめとした内湖本来の機能の保全および再生を推進する。
- ・ラムサール条約の登録湿地であり、国内有数の水鳥の越冬地や生息地として、国際的に重要な役割を果たしている琵琶湖や西の湖の湿地機能の保全および再生を推進する。

ウ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生

- ・湖辺域を形成する砂浜、湖岸、都市公園・自然公園園地など湖岸の緑地は、親水やレクリエーションの場としてだけでなく、多くの生物の生息・生育空間としても重要であることから、歴史的・文化的環境にも配慮して地域の特性に応じた砂浜や湖岸の保全および再生や、都市公園・自然公園園地の適切な維持管理を通じた環境保全を推進する。
- ・砂浜の侵食を抑制するため、河川からの土砂供給や琵琶湖における漂砂の動きについて、流域全体での対策を実施する。

エ 陸水域における生物生息環境の連続性の確保

- ・魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、魚道の維持管理や産卵場所の環境維持を推進する。
- ・陸域にある水田や内湖と琵琶湖との連続性が妨げられているため、生態系の保全および再生に向けて、その連続性の回復を推進する。

②外来動植物による被害防止

ア 外来動植物全般の対策

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）およびふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に

基づき、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす外来動植物の防除対策を実施する。

イ 外来動物対策

- ・侵略的外来魚のオオクチバスやブルーギルの生息量は、これまでの対策により減少してきたが、琵琶湖における生態系の保全や漁業への被害防止に向けた更なる対策の推進のため、多様な手法を組み合わせた効果的かつ徹底的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。
- ・今後被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュやコクチバス等の侵略的外来動物について、生息状況の把握や効果的かつ効率的な防除手法の確立を推進する。特にチャネルキャットフィッシュについては、瀬田川における捕獲数が急激に増加していることから、琵琶湖における生態系や漁業への被害が顕在化する前に、徹底的な防除、モニタリングおよび再放流抑制のための取組を実施する。

ウ 外来植物対策

- ・オオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウ等の侵略的外来水生植物は、重点的な駆除等により県全体の生育面積は減少したが、近年は一部の内湖やヨシ植栽地内部等で局所的に増加している。そのため、繁茂が拡大し、生態系や社会経済活動に影響を及ぼすことがないよう、市町、住民、関係団体等と連携し、リスクが高い箇所等に重点を置いて防除対策を講じていく。

③カワウによる被害防止等

- ・近年、カワウのコロニー（集団営巣地）やねぐらが内陸部の河川等に分散するとともに、生息数が再び増加している。そのため、安全を確保した銃器捕獲等の個体群管理、追い払い等の被害防除対策および繁殖抑制等の生息環境管理の三本柱の下、県内を3つのブロックに分け、広域的な分布管理を推進する。

④水草の除去等

ア 水草の除去等

- ・琵琶湖の生態系や水産資源を回復させるとともに、湖底底質の保全および改善、腐敗による水質悪化の防止、悪臭の防止等による生活環境の改善、船舶の航行の安全確保等を図るため、水草の大量繁茂が課題となっている南湖をはじめ、琵琶湖において水草の根こそぎ除去、水草刈取船による表層刈取り等の対策を推進する。
- ・除去した水草は、堆肥化して住民等に配布するなどにより有効利用を推進するほか、効果的な水草対策に向けて必要な調査研究を実施する。
- ・水草の繁茂状況等に応じ、環境保全に役立つ在来魚の放流を実施する。

イ 湖岸漂着ごみ等の処理

- ・台風や豪雨等による出水により琵琶湖に流れ込み、湖岸に大量に押し寄せる漂着ごみ等については、発生の状況等を把握するとともに処理対策等を実施する。
- ・琵琶湖におけるプラスチックごみやマイクロプラスチックの増加を防止するため、プラスチックごみの発生抑制や適正処理に向けた取組を実施する。

ウ 湖底の耕うん

- ・琵琶湖南湖において、シジミやホンモロコの生育の場の再生を図るため、造成砂地での水草の除去や耕うんを実施する。

⑤ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進

- ・琵琶湖は、世界有数の古代湖であり日本では最も固有種・希少種に富んでいる湖沼であるなど、滋賀県については生物多様性の宝庫といえることから、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、保全・活用・行動の3つの方針の下、質と量の両面から、生物多様性の保全と社会・経済活動の基盤を確保する取組を推進する。
- ・生物多様性保全が図られている区域を確保するため、法令により保護されている保護地域および保護地域以外での民間等の取組による保全地域の増加を図る。
- ・「しが生物多様性取組認証制度」等を通じ、企業等の自然資本を守り活かす社会経済活動を促進する。
- ・野生動植物種の実態を把握するため定期的に調査を実施し公表するほか、希少種をはじめとした野生動植物種の保護や鳥獣の保護管理等を図るとともに、外来種による生態系等への被害の防止を図る。

（４）景観の整備および保全に関する事項

①琵琶湖を中心とした景観の整備および保全

- ・歴史的な景勝地としての琵琶湖を中心とした、ひろがりつつながりのある一体的な景観の整備および保全を推進する。
- ・琵琶湖を中心とした滋賀県全体が一つの大きな公園であるかのように、水と緑と人でつながるしがの公園「THE シガパーク」を実現するため、都市公園・自然公園園地をはじめとした琵琶湖湖岸を中心とした県が管理する公園について、民間の活力・ノウハウも活用し、各公園がそれぞれの特徴と魅力を伸ばすための取組を進めるとともに、連携して情報発信やイベント等を実施するほか、利用者が快適に過ごせるための施設整備を進め、県全体の公園の魅力向上を図る。

②文化的景観の保存および整備

- ・琵琶湖周辺および沖島をはじめとした琵琶湖内の島々には、人々の営みと琵琶湖が織りなす個性と魅力ある景観が現存しており、伝統的知識・技術・文化の継承および保全を図りつつ、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく重要文化的景観をはじめとする琵琶湖の文化的景観の保存および整備を推進する。

（５）農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

①環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興

ア 環境に配慮した農業の普及

- ・農薬や化学肥料の使用量を減らすとともに農業濁水の流出防止や地球温暖化防止、生物多様性保全等の取組を行う「環境こだわり農業」や、その柱の一つであるオーガニック農業をはじめとした環境に配慮した農業を推進する。また、環境こだわり農産物の流通・

販売面の強化や消費者の理解促進、担い手確保等を推進する。

- ・農業分野での温室効果ガス削減に向けた緩和策や気候変動を踏まえた新品種開発等の適応策を実施する。
- ・在来魚が琵琶湖と水田を行き来し産卵・繁殖する「魚のゆりかご水田」など「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する。
- ・農地や農業用排水施設・干拓施設の保全、農業排水の循環利用、農業濁水の流出防止、農業系廃プラスチックの排出抑制、家畜ふん尿の適切な管理と耕畜連携等による利用の促進など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進する。
- ・さらに、畜産業者と耕種農家との連携に工業も参画し、耕畜工連携による資源循環の取組を推進する。
- ・「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として世界農業遺産に認定された琵琶湖と共生する農林水産業を次世代に継承するため、子ども・若者世代等が学ぶ機会の提供、県産食材の消費拡大、観光振興、情報発信等により、農林水産業に関わる人の裾野拡大を推進する。

イ 農山村の活性化と林業の成長産業化

- ・農山村は、過疎化や高齢化等により地域の豊かな資源が十分に活用されていないため、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービス等により、経済循環や都市と農山村との関わりを生み出すことで、農山村の活性化を図る。
- ・林業経営の低迷等により適切な森林の整備が行われず、水源涵養等の多面的機能の低下が懸念されるため、林業従事者の確保・育成を推進するとともに、「新しい林業（伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換）」に資する効率化・省力化を進めることにより、森林資源の循環利用につながる林業の成長産業化を推進する。

ウ 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興

- ・これまでの琵琶湖の保全および再生の取組の中で蓄積されてきた産学官民の技術やノウハウ等を活かした琵琶湖の保全および再生に資する環境関連産業を振興する。
- ・特に、琵琶湖環境科学研究センターをはじめとする県の試験研究機関や国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室による湖沼環境研究を更に発展させ、産官学民の連携を強化することにより研究成果の活用・実用化を図る。

②水産資源の適切な保存および管理

ア 漁場環境の保全再生と栄養塩等の健全な循環による水産資源の回復

- ・アユについては、近年、気候変動の影響や琵琶湖での餌不足により著しく資源が不安定化し、不漁が継続している。そのため、天然河川での産卵場造成等を行うとともに、漁場生産力の低下に対しては、漁場の栄養塩や動植物プランクトン等の環境の状態とアユ資源の状態との関係を分析し、栄養塩環境の変化がアユ資源に及ぼす影響を解明するなど漁場生産力の評価とその回復手法を検討する。
- ・ニゴロブナ、ホンモロコおよびセタシジミについては、小型化や肥満度低下など、漁場

生産力の低下をうかがわせる事象が頻発している。それらの水産資源の着実な回復を目指し、気候変動および栄養塩環境の変化が水産資源に及ぼす影響を解明するなど漁場生産力の評価とその回復手法を検討する。

- ・ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から産卵状況を評価する。
- ・魚介類の産卵繁殖や生息場所となる造成ヨシ帯におけるニゴロブナやホンモロコ等のコイ科魚類の産卵状況をモニタリングし、ヨシの補植、消波対策等の機能保全対策を実施する。
- ・琵琶湖南湖のシジミ漁場を再生するため、水草除去による漁場改善、造成砂地の耕うんおよびセタシジミの放流を実施する。
- ・漁業者を中心とした地域の活動組織による湖底や河床の耕うん、湖岸やヨシ帯の清掃等の漁場環境保全活動を促進する。
- ・琵琶湖総合開発で整備された漁港や増殖施設が老朽化しているため、効果的な運用のための機能の保全や拡充を図る。

イ 水産動物の種苗放流

- ・水産資源の持続的利用のため、ニゴロブナ、アユ、セタシジミ等の資源管理魚種や琵琶湖固有種を放流するとともに、種苗生産の安定化や効率化等の技術開発を推進する。特にアユについては、気候変動に適應した増殖手法の検討を行う。
- ・増殖事業に取り組む漁業団体を支援するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶湖栽培漁業センター等の種苗生産拠点の機能の保全や拡充を図る。

ウ 資源管理型漁業の推進

- ・琵琶湖における水産資源の維持・増大に資するため、ホンモロコ、ニゴロブナ、セタシジミ、アユおよびビワマスの5種の水産資源について科学的な資源評価に基づく資源管理を推進する。
- ・漁業者が自主的に行う具体的な資源管理の取組を定めた資源管理協定の適切な履行を支援する。

エ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展

- ・琵琶湖漁業の再生および持続的な発展につながる「少数でも一人ひとりが精鋭の『儲かる漁業』」の実現に向け、「びわ湖のめぐみ」である琵琶湖産魚介類の魅力をより積極的に消費者に対して発信し、消費拡大や流通促進を図る。
- ・漁業研修制度の周知や受入体制の整備等により、新規漁業就業者の確保・育成を推進する。
- ・河川漁業の持続的発展のため、河川漁場の魅力発信や釣り教室を行うなど、遊漁者を増加させる取組を支援する。
- ・琵琶湖ならではの自然資源を利用した漁業生産の推進のため、淡水真珠養殖業やビワマスの湖中養殖業等を振興する。

- ・淡水真珠養殖業の再生のため、漁場環境の保全を行うとともに、母貝の安定供給に対する技術開発や真珠の施術に熟練した技術者の育成を進める。

③観光、交通その他の産業に関する事項

ア 滋賀ならではのツーリズム「シガリズム」の推進

- ・琵琶湖をはじめ、四季折々の豊かな自然や景観、豊富な歴史的・文化的資産等の多くの魅力を有していることを踏まえ、滋賀ならではのツーリズムである「シガリズム」（琵琶湖をはじめとした自然と歩みをそろえ、ゆっくり、ていねいに暮らしてきた、滋賀の時間の流れや暮らしを体感できる、心のリズムを整えるツーリズム）の推進を図る。
- ・ＪＲグループと地域が連携して実施する大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」の本県での令和９年秋の開催等を踏まえ、観光事業者だけでなく、農林水産業や地場産業等の多様な主体とも連携し、滋賀ならではの地域資源やライフスタイルを堪能できる魅力的な体験・体感コンテンツの創出や磨き上げ、観光客の受入環境整備等に取り組む。また、「世界とつながる滋賀」を意識しながら、県内の日本遺産を活かした文化観光やエコツーリズムの推進、外国人観光客の来訪促進を図る「そこ滋賀」、首都圏における情報発信拠点「ここ滋賀」などの取組を通じ、更なる観光振興を図る。
- ・ビワイチ（琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うもの）については、国内外における更なる魅力発信による誘客、マナーや交通安全の啓発を行うほか、自転車通行空間や受入施設の整備など、ソフト・ハード両面における取組を進めることにより、「だれでも、いつでも、どこでも」楽しめるビワイチを目指す。

イ 湖上交通の活性化

- ・湖上遊覧を通じた琵琶湖への関心の向上や琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、地域交通としての利用、災害時における輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化を推進する。
- ・災害時における湖上交通の活用を図るため、港湾施設等の耐震化や修繕・長寿命化、輸送手段の確保を推進する。

4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

本計画を推進するため、次に掲げる調査研究を行う。

- ・琵琶湖の水質や生態系に関する継続的な監視や調査を行い、琵琶湖の保全および再生を図る上での課題や突発的な事象に対して、総合的な視点で課題の要因を解明し、気候変動対策やネイチャーポジティブ（自然再興）の推進等に活用する。
- ・調査研究に関する体制整備や人材育成等を進めつつ、水質や生態系をはじめとする琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、具体的な対策に関して、技術等の研究開発を推進する。
- ・調査や研究の成果を高めるため、国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室をはじめ多くの試験研究機関や大学・企業等との連携・協力による研究開発を推進するとともに、琵琶湖生態系評価に必要な水質・底質および生物のモニタリングを推進し、データベースの公表を行う。

- ・ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、琵琶湖のヨシや二枚貝の保全による生態系のモニタリングおよび評価指標の開発により、生物多様性情報を可視化する。
- ・良好な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖の環境の実現に向け、気候変動の影響も踏まえ、水質と生態系のつながりに着目した新たな水質管理手法を検討する。
- ・琵琶湖北湖の全層循環の未完了や遅れとそれに伴う北湖深水層の貧酸素状態の長期化、琵琶湖南湖や西の湖におけるアオコを形成する植物プランクトンの大増殖、琵琶湖の表層水温の上昇等によるアユの産卵不調など、気候変動の影響と考えられる現象が顕在化していることから、モニタリングを効果的に実施し、その結果を公表するとともに、気候変動が琵琶湖の生態系と物質循環に及ぼす影響を解析する。
- ・森林から琵琶湖までの流域を単位とする土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。
- ・陸域・河川・琵琶湖等におけるプラスチックの現存量や移流量の調査を実施し、琵琶湖流域におけるプラスチックの動態を把握するとともに、プラスチックごみの流出を削減する対策について調査し、地域における削減対策の実践につなげる。

5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項

本計画を推進するため、次に掲げる推進体制の整備を行う。

（１）住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項

- ・琵琶湖・淀川流域をはじめとして、住民や事業者、特定非営利活動法人、関係団体等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促すため、これらの主体が琵琶湖保全再生施策に参画できる機会の提供や、主体間の交流、人材育成等を推進する。
- ・これらの多様な主体による琵琶湖の保全および再生に向けた主体的な取組を後押しし、目標に向かい協働することで環境への関わりを創出するため、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会の実現に向けた目標で「琵琶湖版のSDGs」であるマザーレイクゴールズ（MLGs）や、滋賀県環境基本条例（平成8年条例第18号）で定めるびわ湖の日（7月1日）から世界湖沼の日（8月27日）までを重点期間とする、琵琶湖と関わる様々な活動「びわ活」の取組を推進する。

（２）琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

琵琶湖保全再生施策の実施に関し、国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とより一層の連携を図る。加えて、主務大臣や関係地方公共団体の長等で構成する法定の琵琶湖保全再生推進協議会等を活用し、琵琶湖保全再生施策の推進に関して協議するとともに、琵琶湖保全再生施策の実施に関し連携を図る。

6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項

琵琶湖の保全および再生や、森・川・里・湖・海のつながりの重要性について、国民の理解と

関心を深めるよう、次に掲げる施策を推進する。

(1) 体験型の環境学習の推進

- ・琵琶湖や地域を愛し、自ら行動できる人を育てるため、農業体験や森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会、エコツーリズム、木育等の体験型の環境学習を推進する。
- ・特定非営利活動法人や関係団体、事業者との連携等により、環境学習に関する活動の輪を広げるとともに、環境学習のスキルアップを図るなど、指導者となる人材を育成する。

(2) 教育の振興

- ・子どもたちの理解と関心を深めるため、学習船「うみのこ」による宿泊体験型環境学習や森林環境学習「やまのこ」、農業体験学習「たんぼのこ」等の琵琶湖の保全および再生に資する様々な教育・学習を推進するとともに、各学校や関係団体等がより積極的に環境教育に取り組んでいくための支援を実施する。

(3) 広報・啓発の実施

- ・「世界湖沼の日」制定を契機として、湖沼環境および関連する生態系の重要性や、多様な主体が協働してそれらを持続可能な形で保全および再生することの必要性が世界的に改めて認識されたことも踏まえ、国民的資産である琵琶湖の多面的な重要性や、琵琶湖の保全および再生に関する取組について、県民をはじめ国内外に向け、幅広い広報・啓発を実施する。

7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項

(1) 琵琶湖の保全および再生と活用の更なる循環に向けた方策の検討に関する事項

- ・琵琶湖を守ることと活かすことの好循環を更に推進するため、必要となる方策を検討する。

(2) 財源の確保の検討に関する事項

- ・法に規定されている国の財政上の措置等の活用はもとより、滋賀応援寄附など、琵琶湖保全再生施策の推進に向けた財源の確保に係る検討を行う。

(3) 計画の実施状況等の把握等に関する事項

- ・計画に関する事業の実施状況等を毎年度把握することにより、琵琶湖保全再生施策の推進に反映する。

(4) 資料の作成、公表に関する事項

- ・琵琶湖の保全および再生の状況や、琵琶湖の保全および再生に関して講じた施策に関して作成した資料は、適時に、かつ、適正な方法により公表するとともに、県民をはじめ国民への琵琶湖に関する理解促進および普及啓発のための情報発信を積極的に実施する。